

福山駅前デザイン会議設置要綱

(目的)

第1条 福山駅前再生ビジョン（2018年（平成30年）3月策定）に基づき、福山駅前のエリア価値を戦略的に高めるための公共空間の形成及び公民連携によるまちづくりの方向性について専門的な見地から検討を行うため、福山駅前デザイン会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福山駅前及び福山駅前周辺の公共空間及び都市機能のあり方に関する事項
- (2) 福山駅前及び福山駅前周辺における公共施設の配置及び活用に関する事項
- (3) 公共と民間の空間の調整に関する事項
- (4) 公民連携によるまちづくりに関する事項
- (5) 福山駅前に係るデザイン計画に関する事項
- (6) その他福山駅前の再生に関して必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福山駅前再生アドバイザー
- (2) 大学
- (3) 市
- (4) 関係機関

2 市長は、前項に掲げる者のほか必要に応じオブザーバーを置くことができる。

(座長)

第4条 会議に、座長を置くものとし、構成員のうちから市長が指名する。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、市長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 会議は原則公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 市長は、必要に応じて会議に参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、建設局福山駅前再生推進部福山駅前再生推進室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2018年(平成30年)4月16日から施行する。